# 大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プランの概要

## 戦略プランの基本方針

住民・建物所有者が、自主的に耐震化へ取組むことが基本 府・市町村は、それらの取組みをできる限り支援する観点から 耐震化の阻害要因を解消又は軽減する施策を展開

10 年後(H27)

318万戸 (90%)

35万戸 (10%)

27万戸のうち、民

間住宅23万戸の

耐震化施策が必要

[目標とトレンドの差]

トレンドによる

H27の推計値

291万戸 (82%)

62万戸 (18%)

○耐震性を満たす

○耐震性が不十分

総数: 353万戸

○耐震性を満たす

○耐震性が不十分

## 耐震化の現状・目標【9割】

## 住 宅[目標9割]

## 現状(H18)

|総数: 352万戸

- ○耐震性を満たす 258万戸 (73%)
- ○耐震性が不十分 94万戸 (27%)

**|木造戸建** 116万戸 ○耐震性を満たす

- 68万戸 (58%) ○耐震性が不十分
- 48万戸 (42%)

### ¦**共同住宅等** 36万棟

○耐震性を満たす 28万棟 (78%)

- ○耐震性が不十分
- 8万棟 (22%) (マンション1万棟(3%))

# 耐震化の阻害要因

### 危険の認識不足

自分は大丈夫と考えて

住宅の耐震性について 危険認識がない

家族の状況で認識に差 (子育て・受験・高齢者等)

### 耐震化の情報不足

誰に相談すればよいか

相談先は信頼できるか

改修のやり方がわらない

助成・融資制度を知らない

改修効果がわからない

# **特定建築物(民間)**[目標 9 割]

### 現状(H18)

|総数:約44,500棟

○S57以後の建築物 31,000棟(70%) ○S56以前の建築物

13,500棟(30%)

- 10 年後(H27)
- ○S56以前の建築物 耐震診断実施
- ○うち耐震性が不十分 耐震改修の促進

## 費用や労力の負担の 大きさ

費用負担が問題

大掛かりな補強工事に対 する抵抗感

工事中の生活の不便さ (引越・仮住居の確保等)

# 施策の基本的な考え方

府内すべての住宅・建築物を対象 🔫 特に耐震化率の低い木造住宅を中心に総合的な施策を展開 「生命」と「財産」を守ることを基本 ᆗ➡ 全体の改修が困難な場合、最低限「生命だけは守る」改修等を促進 住民等の負担軽減に繋がる耐震化 🖈 費用等の負担軽減のため、リフォームにあわせた耐震化、大阪の地

域特性及び建物の特徴等に応じた改修などを推進<br />

## 具体的な施策の展開

危険を知る 仕組みづくり

仕組みづくり

経済的な負担

地域特性に着目

した施策の展開

を軽減する

仕組みづくり

1.ハザードマップの作成・公表 HPで公表、市町村とのリンク

|2.相談体制の整備・情報提供の充実 身近で気軽に相談できる体制整備 (地域相談会の開催、メール相談等)

3.パンフレット等活用、講習会開催など 啓発 DVD・パンフレットの有効活用 府民向講習会やキャンペーンの開催等 出前講座の開催(地元への出張講座)

4. 防災教育の普及促進 地域と連携し、総合的な防災教育を実施

安心できる

1.相談しやすい窓口の整備 身近で気軽に相談できる体制整備

2.安心して耐震改修できる仕組み 「住まいまちづくりマイスター制度」 の創設・運用による優良業者の登録・

関係団体の自主的な取組みを奨励 マンション等への相談アドバイザー派遣

3.信頼できる耐震改修工法・手法の普及

住宅の構法に応じた改修設計の普及 信頼できる耐震改修工事の事例をHP などで紹介

(工法の特徴、費用、工事期間、問合先等)

# 

耐震診断補助の推進 効果的な支援制度の検討

2.リフォームにあわせた耐震改修の誘導 リフォーム団体との連携による啓発・誘導 3.経済的な耐震改修等の方策

住宅の構法に応じた改修設計で、より 経済的な耐震改修を推進 建物全体の耐震改修が困難な場合は、 「生命だけは守る」部分的又は簡易な改 修等の促進

### 1.密集市街地における耐震化の取組み 建替及び除却による不燃化促進

2.地域特性に着目した施策の展開

地域の住宅の特徴に即した施策展開

## 1.地震時の道路閉塞の改善

緊急輸送路等の指定

2.その他、2次構造部材の安全性向上等 ブロック塀やエレベーター等の安全対策 家具の転倒防止、防災ベッドの活用

## 府有建築物[目標 9割以上]

### 現状(H18)

|総数:約 9,800棟 (小規模な建物を含む) ○S56以前の建築物 約 4,700棟 (小規模な建物を除く) \*災害時に重要な建築

物の耐震化率約58%

### 10 年後(H27)

府有建築物耐震化 実施方針(平成18年度 中に策定予定)に基づき、 計画的かつ効率的に 耐震化を推進

耐震化が進み、生命と財産が守られる住まいとまち